

農業者年金

年金に結びつくような経営移譲を

農業者年金の受給資格期間等の特例を受ける者(大正五年一月一日から大正十一年一月一日以前に生れた者)は五年の保険料納付済期間が定められているが、その間の保険料を納付し、六十才から六十五才までに経営移譲をした時に支給されます。

経営移譲とは、農業者年金加入の農業経営者が、基準日に自作地と小作地の合計が三十アール以上あり、

自作地については所有権の移転、使用収益権の設定、小作地については使用収益権の設定、使用収益権の移転等の処分の方法があります。

処分の相手方は、第三者移譲の場合、所有権の移転使用収益権の設定移譲が出来るのにくらべ、後継者移譲の場合、所有権の移転に限りません。

「基準日」とは、経営移譲の日の翌月より(六十才から六十五才以下)の一年前の日をいいます。

基準日における最低必要条件として自作地と小作地の合計が三十アール以上あること、基準日から終了日まで農地の移動があった場合も含まれます。

経営移譲年金の支給停止は、再度農業経営者になった場合等があります。

経営移譲終了日の翌月より(六十才から六十五才以下)の一年間の期間に、前記に経営移譲した場合(終身) 六十五才以上に経営移譲した場合は経営移譲年金は支給なし、六十才から六十五才までの支給額は月額一万七千六百円、六十五才以上はその十分の一の月額千七百六十円支給されます。

農業者年金事業の給付として経営移譲年金のほかに次のものがあります。

・農業者老令年金
・脱退一時金
・死亡一時金

経営移譲が予定される方や、農業者年金のことについてわかりにくい点等がありましたら農協や農業委員会にご相談ください。

離農給付金

どういう人が支給を申請できるか

離農給付金とは、言葉のとおり離農した人に支給される一時金で、支給額は三十三万円と七十七万円のふたつありとなっており、給付金は農業者年金事業の補充的な措置でありますので昭和五十五年五月十五日まで実施されます。

離農の資格条件
離農するまで引継ぎ五年以上農業を続けてきた農業経営者で二十才以上の者。離農予定者がこれまでに経営してきてきた自分名義の自作地、小作地のすべてを農耕地として処分しなければなりません。

自作地は三十アール以上あることが必要ですが、そのうち十アール未満を自家菜園として手許に残すことができます。

この給付金は、離農者の援助とともに離農者が手放した農地を他の農家の規模拡大に役立てようという趣旨をもっていますので、あくまでも離農予定者のみならず世帯員以外の者に

対して処分しなければなりません。その場合も、一定の条件があります。

七十七万円の給付を受けられる人は、大正五年一月一日以前に生まれた人で、農業者年金加入資格以上の経営規模の農地等について経営している人です。それ以外の人は三十三万円です。

なお、離農予定者は早め農業委員会又は、農協へご相談ください。

お題は「坂」

昭和五十一年歌会始

詠進歌の募集

宮内庁では、昭和五十一年度の歌会詠進歌を次の要領で募集しています。

一、お題は「坂」と定められました。

二、この坂(阪)とは、のぼり、またはくだりのある道のことですが、歌句には地名としての坂道、あるいは抽象的に、例えば「人生の坂」などとしてよみ込むことも差し支えありません。

三、詠進歌は、自作の歌で一人一首とし、未発表のものに限り、半紙(習字の半紙がよい)とし、毛筆で自書してください。病氣または身体障害のため毛筆で自書することができない場合には、他人が代筆しても差し支えありませんが、代筆の場合は、すべての理由を合は、すべてその理由を

9月22日～10月1日 秋の全国交通安全運動

1. こどもと老人を交通事故から守ろう。
2. ヘルメット、シートベルトの着用を守ろう。

手をかそう、ちっちゃな子どもとお年寄り

たばこは村内で買いませんよう

昭和50年米多収穫競争会決勝成績

部 落 名	氏 名	品 種	10アール取量(kg)
原二区	大岩 征雄	越路早生	721
和納二区	大岩 敏夫	〃	711
和納三区	大岩 孝栄	〃	705
和納四区	大岩 栄太	〃	694
和納五区	大岩 公一	〃	689
和納六区	大岩 一郎	〃	687
和納七区	大岩 惣蔵	〃	671
和納八区	大岩 喜三郎	〃	668
和納九区	大岩 長司	〃	661
和納十区	大岩 進一	〃	659
和納十一区	大岩 英一	〃	654
和納十二区	大岩 弘一	〃	644
和納十三区	大岩 雄一	〃	637
和納十四区	大岩 次雄	〃	632
和納十五区	大岩 三雄	〃	628
和納十六区	大岩 秀賢	〃	623
和納十七区	大岩 信一	〃	617
和納十八区	大岩 次敏	〃	614
和納十九区	大岩 秀一	〃	601
和納二十区	大岩 正一	〃	594
和納二十一区	大岩 秀一	〃	590
和納二十二区	大岩 正一	〃	587
和納二十三区	大岩 正一	〃	566
和納二十四区	大岩 正一	〃	566
和納二十五区	大岩 正一	〃	537

米多収穫競争会

一位は大岩征雄さん(原)

去る八月二十六日行なわれた岩室村米多収穫競争会(ロ)で原の大岩征雄さんが百四十一キロ(昨年六百十キロ)の成績で、村長より賞状、優勝杯、賞金が贈られました。

道路工事のため 交通規制のお知らせ

主要地方道新橋一寺泊線の大字岩室地内(巻信用組合岩室支店前)の弘川県道橋新設のために交通規制を行います。ご協力ください。

規制期間 九月一日から十一月三十日まで
通行条件 片側交互通行(迂回路はありません)

蒲原ガス(株) 公聴会が開かれます

蒲原ガス株式会社のガス料金その他の供給条件についてはの一般ガス供給規程の変更についての公聴会が開かれます。

一、期日 九月十八日午後二時三十分から
二、場所 巻公民館
三、趣意 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所(電話がある場合は、電話番号を付記すること)氏名(ふりがなを付記すること)職業(団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名及び職名)及び意見の概要を簡潔に記載した東京通商産業界局長あての届出書(一人一通に限る)を作成し、封筒の表に「蒲原ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して届出すること。(用紙はB5版とする)

◎傍聴を希望する者は、官製往復はがきで、住所、氏名及び「蒲原ガス公聴会傍聴」の旨を記載し、提出してください。

提出先
〒100 東京都千代田区大手町一丁目番三号 大手町合同庁舎第二号館 東京通商産業界局長 公聴会事務局
〒100 東京都千代田区大手町一丁目番三号 大手町合同庁舎第二号館 東京通商産業界局長 公聴会事務局

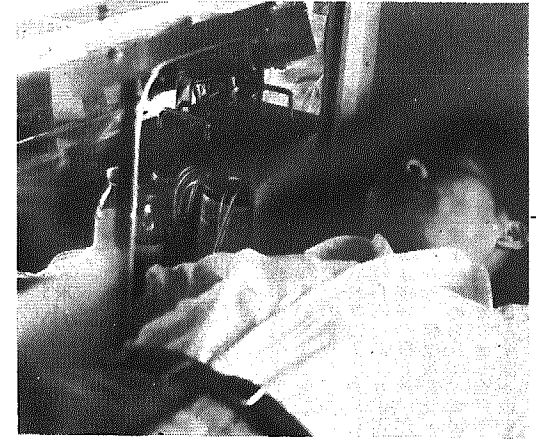
◎詳細については資料閲覧は東京通商産業界局長 公聴会事務局
電話(〇三) 二六一五六四一
岩室村役場 総務企画課 電話二一四二二

医学のために 献体を

医学の発展に必要なのは、医学の進歩のために献体しようという会員を募集しています。くわしくは次にお問い合せください。

新潟大学医学部内 白菊会新潟大学支部 電話(〇五二) 三二一六六一 内線三〇七

愛の献血 ありがとう



去る七月三十一日に実施いたしました「愛の献血」は村民みなさんのご協力により一六六名の方々が献血いただきました。ありがとうございました。

血液はまだ不足しています。またたなしの病気や、不時の災害、事故に、どうして必要なのが、キレイな血液です。人間の血液は、人間の血液でないと輸血できません。

この大切な血液の備があるための献血という相互扶助のシステムです。

次回は、昭和五十一年二月下旬を予定しております。健康なときに、すくなく献血しましょう。たくさん病める人、けが人が、今あなたのキレイな愛の献血をみんなに求めています。みなさんのご協力をお願いします。

今回の岩室村の実績は次の通りです。

金池1、石瀬2、岩室6
種曾2、栄4、橋本5、久保田1、猿ヶ瀬1、南谷内4、北野1、夏井1、西中4、湯上2、横根2、西船越4、新谷3、油島5、高畑1、間瀬四区1、間瀬五区3、原1、津雲田4、富岡1、高橋3、和納二区2、和納四区2、和納五区3、和納七区1、和納八区4、和納十区1、役場42、巻タクシ1、消防署5、越路タクシ1、和納営業所5、和納建築組合1、石瀬建築組合4、土地改良区岩室支所3、横山組7、(働)わなみ自動車3、岩室農協2、小野田レモン(働)1、本間製作所5、百蔵社1、新潟スプリットン3、和納農協2、三燕生コン3、村外3